

自動記録機ベンジング・エクスプレスを使用する際の諸規定

1. 連合会において自動記録機（ベンジング・エクスプレス）を使用する場合、当該団体は以下の機器を常備しなくてはならない。また、各機器の点検を少なくとも5年に1回は実施し、不良機器に関しては完全に補修しなくてはならない。

(1) パーソナル・コンピュータ（以下P.C.と略記）
Windows 98 SE（セカンド・エディション）までを基本とする。但し、動作確認のとれた機種であれば使用可能である。

(2) P.C.用プリンター
ベンジング・エクスプレス輸入総代理店の推奨機種を基本とする。但し、DOS環境にも対応したプリンターで、動作確認のとれた機種であれば使用可能である。

(3) エクスプレス・クラブシステム
(1)(2)(3)は、連合会責任者複数の管理責任の下にある。その操作は相互立会いの下に行うこと。上記の者以外、いつ、いかなる場合でも操作することはできない。また、レース参加者が1メートル以上それに接近することを禁止する。操作及び立会いの係員がレース参加者である場合は、本人に関する部分については操作あるいは立会いを他に定める係員と交替し、本人は他のレース参加者と同様、1メートル以上それに接近すること禁止する。

2. エクスプレス・クラブシステムは以下の機器から成る。

(1) クラブ・アンテナ（クオーツ製マスター・クロック内蔵）

(2) 認定用キー赤…P.C.との交信用（レース参加資格登録・レースデータ読み取り）
認定用キー黄…レース持ち寄り用
認定用キー緑…レース審査用（レースリストの印刷）

(3) 登録用日本語ソフトメハートコンモ

① クラブ・アンテナ、認定用キー赤、認定用キー黄、認定用キー緑には各々固有のシリアル番号があるので、当該団体はそれを明記し、保管しておくと共に必ず上部団体（地区競翔連盟など）に申告しておくなくてはならない。クラブシステムを複数使用する場合も同様である。

② クラブ・アンテナに内蔵されるクオーツ製マスター・クロックを使用する場合、連合会の取り決めにより、ゴム輪用記録機の閉函規正時刻の前に規正しておくこと。マスター・クロックは、1月で最大値プラス・マイナス30秒の誤差が生じる可能性があるもの想定し、開函規正に際しても連合会の取り決めにより従来の開函規正時刻の前に時報に合わせてマスター・クロックを再規正しておくこと。複数のマスター・クロックを併用する場合（複

数のクラブ・アンテナを使用する場合）は、まず、1台だけ規正し、それを基準に順次2台目、3台目を規正すること。

③ 当該団体だけではなく、複数の連合会合同のレース、或いは連盟レースでは総合審査の際、各連合会のマスター・クロックが時報通り規正され正確に作動しているかどうか総合審査委員長或いはその代理人のチェックを受けることが義務づけられる。

3. 自動記録機（ベンジング・エクスプレス）を連合会の会員が使用する場合、以下の機器を常備しなくてはならない。また、各機器は少なくとも5年に1回は連合会責任者の点検を受け、不良機器は完全に補修しなくてはならない。

(1) ベンジング・エクスプレス（自動記録機及び内蔵アンテナ）

(2) 外付けアンテナ（6台まで接続可能）幅150mm×奥行125mm×高さ8mm

(3) アッセンブリー・フレーム

(4) プロテクト・フレーム

(5) チップ・リング

① ベンジング・エクスプレスには固有のシリアル番号がある。ベンジング・エクスプレスを使用する場合、連合会会員は必ずその開始年月日、シリアル番号、設置場所、設置年月日を所属連合会に写真を添えて届出しておくなくてはならない。連合会の責任者はそれを現場で写真と照合の上、その年月日、承認の署名、或いは押印を写真の裏面にした上、保管しておくこと。

ベンジング・エクスプレスには、緊急時用対策として乾電池を装着することにより、家庭用電源が無い状態で2～3時間作動できるようになっている。この場合、ベンジング・エクスプレスの内蔵アンテナは鳩舎内外に移動可能になると考えられるため、内蔵アンテナでの帰還鳩の記録はいつ、いかなる場合も無効とする。（確認方法は3-2を参照）

② 外付けアンテナを使用する場合、連合会会員は必ず使用台数、設置場所、設置年月日を所属連合会に写真を添えて届出しておくなくてはならない。外付けアンテナのシリアル番号はアッセンブリー・フレームから与えられる。アッセンブリー・フレームにある外付けアンテナのケーブル用差込み口に接続することによりシリアル番号が与えられる形式になっている。連合会の責任者はそれを現場で写真と照合の上確認封印するとともに、アッセンブリー・フレームに外付けアンテナのケーブル接続確認後、プロテクト・ボックスを取り外しできないようにビス等で取り付け封印し、その年月日、承認の署名、或いは押印を写真の裏面にした上、保管しておくこと。

尚、変更のある場合、その旨速やかに届出をし、再度責任者の承認を得ること。それに違反した場合は、自動記録機でのレース記録はすべて無効とする。

また、接続されているアンテナの台数（外付けアンテナ+内蔵アンテナ）と各々のシリアル番号は、レース審査の際に各レース参加者が持参する本体から印刷するレースリストに縦て印刷される。各々の帰還鳩がどのアンテナで記録されているかも印刷される。ここで本体内蔵アンテナでの記録は縦て無効とする。

- ③ ベンジング・エクスプレス（本体）及びアッセンブリー・フレームの設置場所は、外付けアンテナより3メートル以内（外付けアンテナのケーブルは最長3メートル）とする。

外付けアンテナの設置場所は、通常、帰還鳩か外に出られない範囲で、また帰還鳩を掌握可能な鳩舎内とし、帰還鳩が必ず通過するところとする。

- ④ チップ・リングには、各々固有のID番号が内蔵されている。連合会会員は自己が購入したチップ・リングの個数とレースで使用する個数を連合会に申告しなくてはならない。又、レースで使用するチップ・リングのID番号も連合会に申告しなくてはならない。（これは4のレース参加資格登録でなされる）

4. レース参加資格登録

- (1) レースシーズン前、自動記録機を使用する会員のいる連合会では、P.C.とクラブ・システム、そしてベンジング・エクスプレスを連結し、所属連合会会員のレース参加予定鳩をP.C.に登録しなくてはならない。連合会は、複数の責任者及び役員で参加予定鳩のチップ・リングが正常に装着されていることを確認の上、脚環番号とチップ・リングに内蔵されるID番号とを組み合わせる作業（カップリング）を行わなくてはならない。但し、この作業は順序が逆になってもよい。つまり、カップリングが完了した後、レース参加予定鳩にチップ・リングを装着してもよいが、必ず参加予定鳩の所有者をこの作業から疎外しておくこと。

- (2) 連合会会員は、レース参加資格登録した鳩のみを自動記録機を使ってレースに参加できる。もし、シーズン中に別の鳩を自動記録機を使ってレースに参加することを希望する場合、もしくは既にレース参加資格登録を済ませた鳩でチップ・リングに破損が生じたり、不良品であることが判明した場合は、連合会責任者に申請し改めてレース参加資格登録をすることかできる。但し、別の鳩をシーズン中にレース参加資格登録する場合は、必ず各レースの持ち寄り登録を行う前に行うこと。持ち寄り中に別の鳩のレース参加資格登録を行った場合、既にレース参加資格登録が済んでいる鳩のデータにも支障をきたすことになる。

- (3) レース参加資格登録終了後、連合会の責任者は各連合会会員のレース参加資格登録を済ませた“登

録鳩リスト（各々の鳩に登録されたチップ・リングID番号が明記されている）”を2部印刷し、当該責任者並びに当該会員が署名あるいは押印の上、1部は連合会が保管し、もう1部は当該会員に交付すること。

- (4) チップ・リングの装着に際しては、装着前は取り外し可能な私製環を着け、装着後はチップ・リングの上に氏名、電話番号を記入したテープ或いはそれに相当するものを巻き付けること。

5. 持ち寄り（閉函規正）

- (1) レース持ち寄りの際に、クラブ・アンテナ内蔵のマスター・クロックを連合会の取り決めにより、ゴム輪用記録機の閉函規正時刻の1時間或いは2時間前に時報に合わせて規正を行うこと。本作業は予め連合会で定められた責任者が行い、別に定められた立会人を立ち合わせる事。

- (2) 各レース参加会員の自動記録機（ベンジング・エクスプレス）の時計の規正とレース参加鳩の持ち寄り登録は、クラブ・システムと当該会員の自動記録機を併用することによってなされる。当該会員の自動記録機をクラブ・システムに接続し、予め規正されたクラブ・アンテナ内蔵のマスター・クロックの時刻を同記録機に送ることで同記録機の時計が規正される。

- (3) レース参加鳩の持ち寄り登録は、連合会責任者が脚環番号を読み上げ、別の責任者が当該会員のベンジング・エクスプレスの画面上に表示される脚環番号を確認し、それらが合致したとき認定される。当該会員の総ての鳩の持ち寄り登録が終了した後、連合会責任者は参加鳩リスト（モチヨリリスト）を2部印刷し、当該責任者と当該会員が署名或いは押印の上、1部は連合会で保管し、もう1部は当該会員に交付すること。

- (4) レース参加鳩の持ち寄り登録に際しては、当該参加者はその作業から疎外されていなくてはならない。

- (5) レース持ち寄り登録後、連合会責任者は取り決めにより10羽あるいは15羽単位で籠詰めし、厳重にしてコンテナまで運ぶこと。また、籠からコンテナに鳩を移すとき、連合会責任者は必ず籠の中から鳩の数をカウントし、取り決め通りの羽数であることを確認すること。

6. レース審査（開函規正）

- (1) クラブ・アンテナに内蔵されるクォーツ製マスター・クロックは、1日24時間で最大値プラス・マイナス1秒の誤差が生じる可能性があるものと想定し、これも連合会の取り決めにより従来の開函規正時刻の前に時報に合わせてマスター・クロックの再規正を行うこと。

- (2) 審査は上記の規正後、ゴム輪用記録機の開函規正時刻より前から始めてもよい。連合会責任者は当該会員の自動記録機（ベンジング・エクスプレス）をクラブ・システムに接続し、当該会員単独の成

績（レース帰還リスト）を2部印刷し、当該責任者及び当該会員の署名或いは押印の上、1部は連合会で保管し、1部は当該会員に交付すること。

(3) 各会員が使用する自動記録機の時刻と正時刻（マスター・クロックの時刻）との誤差は、各会員のレースリストが印刷されたときに明示されるので、連合会責任者はその誤差を修正の上、成績表を作成すること。

(4) 各鳩舎での帰還鳩を記録したアンテナのシリアル番号は、各会員のレース帰還リストが印刷されたときに明示されるので、連合会責任者は当該会員の本体内蔵アンテナで記録された帰還鳩がないかどうかを確認しなくてはならない。本体内蔵アンテナで記録された鳩がいた場合は、その記録は無効としなくてはならない。

7. 特記事項

ベンジグ・エクスプレスでは、レースのたびに各参加鳩のチップ・リングに4桁の乱数の1つが本体（ベンジグ・エクスプレス）により書き込まれる。その機能により1台で同時に3レースの帰還鳩の記録と識別ができ、審査のときに印刷されて出てくるようになっている。従って、従来のように同日レースに複数の記録時計を用意する義務から免れられる。